

文教委員会資料②

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

参考資料 菅生保育園案内図

こども未来局

(令和7年11月21日)

議案第 1 9 0 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

本市の耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された菅生保育園を、近隣の旧地域子育て支援センターすがおを改修した建物に移転するもの

2 改正内容

菅生保育園を移転するもの

宮前区初山 1 丁目 2 3 番 1 5 号 → 宮前区菅生 5 丁目 4 番 1 0 号

3 菅生保育園の概要（移転後）

位 置	宮前区菅生 5 丁目 4 番 1 0 号
構 造 ・ 規 模	鉄骨造地上 1 階建
延 べ 床 面 積	9 1 4 . 5 6 m ²
工 事 費	約 4 億 9 , 9 5 0 万円
施 設 内 容	保育室、地域子育て支援スペース、医療的ケア室、相談室、事務室等
定 員	1 2 0 名（変更なし）
利用開始（予定）	令和 8 年 2 月

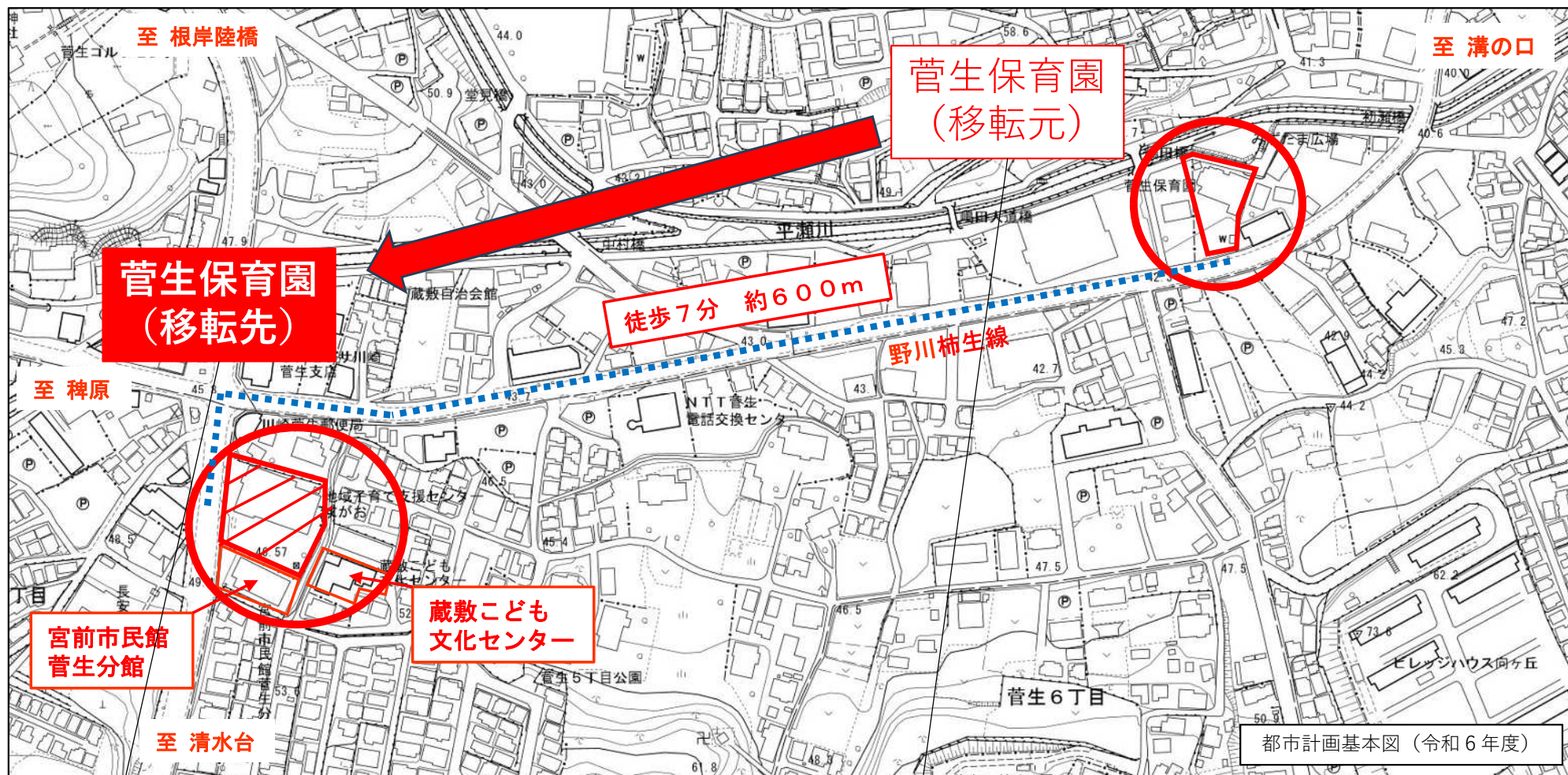
4 施行期日

規則で定める日から施行

川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○川崎市保育園条例 昭和28年 5 月30日条例第32号 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市梶ヶ谷保育園</td><td>川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市菅生保育園</td><td><u>川崎市宮前区菅生5丁目4番10号</u></td></tr> <tr> <td>川崎市中馬有馬保育園</td><td>川崎市宮前区有馬3丁目2番10号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2	川崎市菅生保育園	<u>川崎市宮前区菅生5丁目4番10号</u>	川崎市中馬有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号	○川崎市保育園条例 昭和28年 5 月30日条例第32号 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市梶ヶ谷保育園</td><td>川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市菅生保育園</td><td><u>川崎市宮前区初山1丁目23番15号</u></td></tr> <tr> <td>川崎市中馬有馬保育園</td><td>川崎市宮前区有馬3丁目2番10号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2	川崎市菅生保育園	<u>川崎市宮前区初山1丁目23番15号</u>	川崎市中馬有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
名称	位置																
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2																
川崎市菅生保育園	<u>川崎市宮前区菅生5丁目4番10号</u>																
川崎市中馬有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号																
名称	位置																
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2																
川崎市菅生保育園	<u>川崎市宮前区初山1丁目23番15号</u>																
川崎市中馬有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号																

菅生保育園案内図



移転先：宮前区菅生5丁目4番10号

移転元：宮前区初山1丁目23番15号